

# 西目小学校いじめ防止基本方針

【令和4年5月改訂】

## 【いじめに対する基本的な考え】

**絶対に見逃しません！絶対にさせません！絶対に守ります！**

**～苦しむ被害者・保護者、加害者をつくらないために～**

- ・いじめ防止対策推進法の理解を図る
- ・全職員のアンテナを高くいじめの芽を見逃さない
- ・一人一人を尊重する人権意識を高める

## 【いじめ防止対策委員会】

- ・毎月の職員会議と年3回の子どもの語る会で全職員で行う。
- ・ケースに応じて、全職員・PTA・専門機関をメンバーとする。

## 【いじめの未然防止】

- ・「楽しい授業・分かる授業」に努め、自信を育てる。
- ・一人一人に活躍の場を与えると共に、互いを認める学級や集団作りをし、自己肯定感を高める。
- ・自分のことが話せる力を育て、それを引き出せる教師となる。
- ・子どもの生活（朝の教室、休み時間、清掃時間、スポ少での人間関係）を複数の目で見て情報交換し、共通の対応をとる。
- ・いじめ未然防止の取組計画を作成する。  
（いつ・どんな目的で・どの教科等で・どんな行事で）
- ・校内でアンケートを取り、面談を行う。～いじめの芽の発見～
- ・Q-U調査を実施する。～自覚化への活用～
- ・情報モラル教育を推進し、情報ツールの活用について適切な対応をとる。
- ・障害者を理由とする差別や感染症に関する差別の解消に努める。
- ・スポ少親の会との共通理解を図る。
- ・保護者啓発に努める。～PTAや校報で取り上げる～

## 【早期発見】

- ・子どもの生活（朝の教室、休み時間、清掃時間、キピー放課後教室、スポ少での人間関係）を複数の目で見て情報交換しアンテナにかすった事がらを検討する。  
いじめの有無を明らかにし、誰がどんな役割を果たすか決定する。観察は継続する。
- ・校内でアンケートを取り、面談を行う。～いじめ、いじめの芽の発見～
- ・Q-U調査を実施し、活用する。
- ・市の保護者アンケートを年2回活用する。

## 【いじめに対する措置】

- ・被害児童を守る体制を組織する。（登下校時・授業時・休み時間・空白の時間）
- ・被害児童のカウンセリングをする。
- ・被害児童の保護者に実態を伝え思いと希望を聞き、それに全力で応える。
- ・加害児童の保護者にも事実を伝え、今後の指導方針を共有する。
- ・現在起こっている集団への指導をする。
- ・PTAへの説明を行う。

## 【保護者や地域との連携】

- ・「連絡帳よりは電話」、「電話よりは訪問」という考え方のもと、同じ席について話し合っていく。
- ・地域から声を届けてもらう機会や方法を工夫する。

## 【関係諸機関との連携】

- ・由利本荘市教育委員会と連携し、適切な関係機関と具体的に対応する。  
（児童相談所・広域カウンセラー等）
- ・必要に応じて警察との連携も図る。